

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、夫に勧められて、A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を同市町村役場の窓口で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市町村役場で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を同市町村役場の窓口で納付していた。」と供述している。

しかしながら、戸籍の附票によると、申立人は昭和38年1月13日にB市町村からA市町村に住所変更しており、申立期間当時の申立人の住所は、B市町村であることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において、旧姓で、申立人の兄及びその妻と連番で払い出されていることが確認できる。

また、B市町村の申立人(旧姓)に係る国民年金被保険者名簿によると、「43. 1. 1 A市町村へ転出」と記載されている上、申立期間後の昭和37年4月から42年12月までの期間の国民年金保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間の保険料の納付記録は確認できないとともに、当時、国民年金被保険者名簿において、申立人と同住所(B市町村C地区)であった申立人の兄及びその妻についても、申立期間の保険料は、申立人と同じく未納となっている。

さらに、A市町村の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、i)「43. 12. 2 (43. 1. 1 B市町村C地区より転入届出 旧姓D)」と記載されていること、ii) A市町村において初めて国民年金保険料の納付記録が確認できる昭和43年1月から同年3月までの検認記録欄に「43. 12. 2」と押印されていることから、申立人は、同年12月頃に同市において国民年金に係る住所変更の手続及び保険料納付を行ったことがうかがえるところ、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 782 (事案 678 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間、52年4月から55年3月までの期間、同年4月から57年3月までの期間、同年4月から58年3月までの期間及び平成9年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和52年4月から55年3月まで
③ 昭和55年4月から57年3月まで
④ 昭和57年4月から58年3月まで
⑤ 平成9年8月から10年3月まで

申立期間①、②及び④について、私は、20歳代の後半から事業を営んできたが、高い事業税を遅れることなく納めており、国民年金保険料についても、役所に言われるがまま納めてきているはずであるのに未納と記録されていることから、以前、第三者委員会に申し立てたが、記録が訂正されなかった。

今回の申立てに当たり、新たな資料は無いが、国民年金保険料を納めているはずであり、戸籍の附票に、住んだことがない住所地が記載されているのはおかしいので、再度、記録の訂正を申し立てる。

申立期間③及び⑤について、私は、平成7年に国民年金保険料の免除申請をしたが、免除申請をしたのはその時の1回だけであり、当該期間に係る免除申請をしておらず、保険料を納めているはずである。

以上のとおり、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び④に係る申立てについては、i) 申立人は、「国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納めてきた。」と供述しているが、当該期間における国民健康保険に係る記録は保管されておらず、国民健康保険料の納付状況は確認できない上、申立人から当該期間における国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られないこと、ii) オンライン記録によると、申立期間①及び②について、申立人と同居していた

申立人の姉に係る国民年金保険料の納付記録は確認できないこと、iii) 申立人が申立期間①、②及び④における国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わない（当初の申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間についてのあっせんを行うが、今回の申立期間についてのあっせんは行わない。）とする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「役所に言われるがまま国民年金保険料を納めているはずである。また、戸籍の附票に住んだことがない住所地が記載されているのはおかしい。」と主張しているものの、当該住所地での他の期間においては、国民年金保険料が納付済と記録されているなど、これらの主張のみをもって、申立期間①、②及び④の保険料を納付しているものとは認め難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①、②及び④の保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立人は、今回、新たに「申立期間③及び⑤については国民年金の免除申請をしておらず、国民年金保険料を納付しているはずである。」と申し立てているところ、申立期間③については、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和55年度及び56年度の納付記録欄に、国民年金法第90条第1項（保険料の申請免除）の規定を表す「申免90.1」の記載があるとともに、摘要欄に、申請免除に関する処理年月と考えられる「55.12」、「56.7」の記載があることが確認できるほか、当該免除記録に不自然な点は見られない。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑤については、オンライン記録によると、平成9年9月2日付けで申立人の平成9年度の免除期間の始期が9年6月から同年8月に変更された履歴が確認でき、当該変更は、当初免除期間であった同年6月及び同年7月の国民年金保険料が納付されたために行われたものと考えられることから、当該免除記録は、申立期間⑤当時から管理されていたことがうかがえる。

加えて、申立期間⑤当時、申立人の税務申告を担当していた税理士から提出された、申立人に係る「平成9年分給与所得の源泉徴収票」によると、申立人が平成9年中に支払った社会保険料等の金額として18万9,060円の記載が確認でき、当該金額は申立人に係る国民年金保険料及び国民健康保険料の合計金額であるものと考えられるものの、A市町村では、申立人の国民健康保険に係る記録が保管されていない旨を回答していることから、当該社会保険料等の金額の内訳は不明であり、申立期間⑤における国民年金保険料の納付について確認することができない上、申立期間⑤は、平成9年1月の基

礎年金番号導入後の保険料の収納事務の電算化が図られた後の期間であることから、年金記録における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低いことを踏まえると、これをもって申立人が申立期間⑤に係る保険料を納付していたものと認めるまでには至らない。

また、申立人は、申立期間③及び⑤について、「免除申請をした記憶は無い。」と供述しているが、A市町村は、「被保険者からの申請による以外に申請免除が承認されることは無かった。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び⑤の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 1 日まで

A社を退社する時、脱退手当金について会社から何も説明が無かったが、平成9年頃、社会保険事務所（当時）で初めて脱退手当金を受け取っているとされた。今回、日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」においても、申立期間について脱退手当金が支払われたこととされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金が支給決定されたのは通算年金制度創設（昭和36年11月）前の時期であり、当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 4 月まで

私の厚生年金保険被保険者記録において、A社での被保険者期間のうち、昭和53年10月から54年4月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。同社の出勤表に記載されている給与明細において、申立期間についても毎月15万円ほど給与支給があったことが確認できることから、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA社における昭和53年10月から54年4月までの期間の出勤表に記載されている給与明細の写しによると、申立期間においても約12万8,000円から約20万円の給与支給があったことが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)よりいずれも高額であるものの、申立期間において給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)に見合う厚生年金保険料額と全て一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月22日から35年11月4日まで
② 昭和36年4月1日から38年8月1日まで
③ 昭和38年10月8日から42年2月4日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間について、昭和43年8月29日に脱退手当金が支払われたこととされている。しかし、当時、私は、2人目の子供を流産したばかりの頃だった上、生後7か月の長女は体調が悪かったため、酷暑の中、病院に通院していた時期でもあり、そのような状況の中で、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無い。私が脱退手当金を受け取ったとするのであれば、受け取ったことを証明する書類を見せてほしい。その書類が無ければ、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの最終事業所であるA社（現在は、B社）を管轄しているC年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されているところ、i)「脱退手当金裁定請求書」の氏名欄には、申立人の旧姓で署名捺印されており、住所欄には、申立人の婚姻先の住所及び「D方」（申立人の夫の氏名）と記入されていること、ii) 当該請求書には、「E 43. 6. 21」「43. 6. 28 C社会保険事務所」の二つの受付印が押されていること、iii) 脱退手当金支給関係書類のうち「脱退手当金計算書」の払渡店欄には、「F 金融機関」と記入され、「小切手交付 43. 8. 29」の印が押されていることから、当該請求書は婚姻先の住所を管轄していたE社会保険事務所（当時）において、昭和43年6月21日に旧姓により受付された後、同年6月28日にC社会保険事務所（当時）に回送され、裁定を行った当該社会保険事務所は、当時の主な支給方法である金融機関の隔地払い（通知払い）に

よって、申立人の婚姻先住所地における最寄りのF金融機関に脱退手当金を送金したものと推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の押印がある上、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「私がF金融機関で脱退手当金を受け取ったことを証明する書類を見せてほしい。」と申し立てているが、F金融機関は、「国庫金の支払いに係る証拠書等は、保存期間経過のため調査できません。保存期間については、現在は10年であるが、昭和43年当時は、もっと短く5年程度であった。」と回答しており、F金融機関における当時の脱退手当金の支払状況については確認することができない。